

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（都市整備政策課）

### 一 趣旨

不動産特定共同事業法等の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

#### (一) 埼玉県手数料条例の一部改正

##### ア 手数料の新設

小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料 六万円

##### イ 規定の整備

#### (二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

### 三 施行期日

平成二十九年十二月一日。ただし、二(一)イは公布の日